

琉球大学学術リポジトリ

地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(5)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): ユナイテッド・シemens・サービス, 那覇空港, 橘アメリカ局参事官, リー参謀長, 愛知外務大臣, マイヤー大使, 吉野・スナイダー会談 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406

6/17

了解覺書

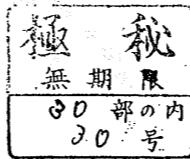
名約 施

米大使館

片岡

1	✓ 21	予定	RD
2	✓ 22) 予定	RD
3	23	MST	
4	✓ 24) DFAA	RD
5	✓ 25		RD
6	26	JPA 結方松一	
7	✓ 27	未便長	
✓ 8	米政次	28	運輸省 山上陽久
✓ 9	米考	29	
✓ 10	米政局	30	毛藻
✓ 11	DL-		
✓ 12	DL-		
✓ 13	法服	RD	米側 RD 3部
✓ 14	米袋	RD	
✓ 15			
✓ 16			
✓ 17			
✓ 18	米袋	RD	RD(15)
✓ 19	米袋	RD	RD(16)
✓ 20	米袋	RD	

altrina A



MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

The attached represent the results of discussions held between the representatives of the Government of the United States of America and of the Government of Japan concerning Article III of the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands signed today.

Tokyo, June 17, 1971.

Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of
the United States of
America to Japan

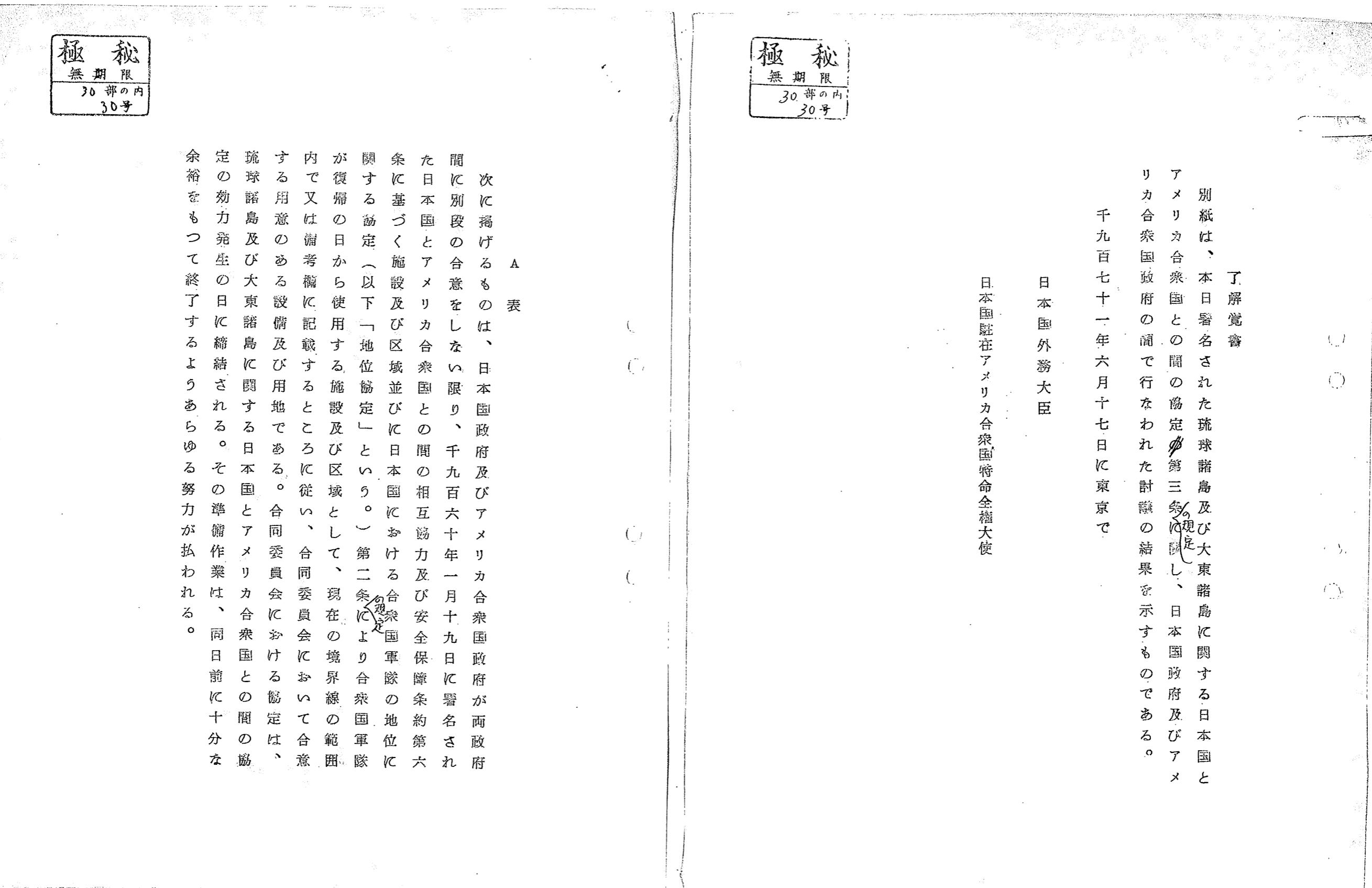
Minister for Foreign Affairs
of Japan

LIST A

The following are the installations and sites which the Government of the United States of America and the Government of Japan are prepared, unless otherwise agreed between them, to agree in the Joint Committee, within their present boundaries, or as indicated in the remarks, as facilities and areas pursuant to Article II of the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan signed on January 19, 1960 (hereinafter referred to as the "SOFA") for the use by the United States armed forces as from the date of reversion. The agreements in the Joint Committee will be concluded on the day of entry into force of the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, and every effort will be made to complete the preparatory works well in advance of that day.

- 3 -

Note: There are also other installations and
sites to be released by virtue of Article VI of the
Agreement between the United States of America and Japan
concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.



了解覚書

別紙は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国と
アメリカ合衆国との間の協定~~の規定~~第三条に關し、日本国政府及びアメ
リカ合衆国政府の間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本国外務大臣

日本國駐在アメリカ合衆國特命全權大使

A 表

次に掲げるものは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が両政府
間に別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名され
た日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に
關する勘定（以下「地位勘定」という。）第二条に~~の規定~~より合衆國軍隊
が復帰の日から使用する施設及び区域として、現在の境界線の範囲
内で又は備考欄に記載するところに従い、合同委員会において合意
する用意のある設備及び用地である。合同委員会における勘定は、
琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協
定の効力発生の日に締結される。その準備作業は、同日前に十分な
余裕をもつて終了するようあらゆる努力が払われる。

番号	名 称	現在の名称	備 考
二一	ボロー・ポイント射撃場	ボロー・ポイント射撃場	嘉手納第一サイト
二二	嘉手納弾薬庫地区	嘉手納弾薬庫	比謝川サイト
二三	知花サイト	ハンザ弾薬庫	読谷合同廃弾処理場
二四	石川陸軍補助施設	嘉手納ヴァルタック施設	陸軍混成サービス群弾薬庫
二五	読谷陸軍補助施設	嘉手納タカン施設	
二六	楚辺通信所	知花弾薬庫	
二七	読谷補助飛行場	読谷補助飛行場	
二八	天願棧橋	天願棧橋	
二九	キャンプ・コートニー	キャンプ・コートニー	
三〇	天願通信所	天願戦略通信所	

番号 名 称

現在の名称

C 表参照
B 表参照

備 考

- 二一 石川陸軍補助施設
- 二二 知花サイト
- 二三 石川陸軍補助施設
- 二四 読谷陸軍補助施設
- 二五 楚辺通信所
- 二六 読谷補助飛行場
- 二七 天願棧橋
- 二八 キャンプ・コートニー
- 二九 天願通信所
- 三十 天願戦略通信所

C 表参照

番号	名 称	現在の名称	備 考
三一	キャンプ・マクトリアス	キャンプ・マクトリアス	○表参照
三二	キャンプ・シールズ	キャンプ・シールズ	○表参照
三三	キャンプ・ヘーブ	キャンプ・ヘーブ	○表参照
三四	平良川通信所	平良川通信所	
三五	ハンザ陸軍補助施設	ハンザ・サイト	
三六	トライ通信施設	楚辺トライ・ステーション	
三七	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場	
三八	砂辺倉庫	砂辺倉庫	
		空軍家具修理所	
		砂辺倉庫	
		楚辺戦略通信所	
		嘉手納飛行場	
		キャンプ・サンソネ	
		陸軍住宅地区	
三九	砂辺陸軍補助施設	砂辺サイト	
四〇	カシジ陸軍補助施設	カシジ・サイト	
四一	嘉手納住宅地区	嘉手納住宅地区	
四二	コザ通信所	コザ無線中継所	
四三	キャンプ桑江	キャンプ桑江	
四五	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧	
四六	泡瀬通信施設	泡瀬通信補助施設	
四七	西原陸軍補助施設	海軍航空隊泡瀬通信所	
四八	ホワイト・ビーチ地区	ホワイト・ビーチ海軍港施設	
	(区)	瑞慶覧通信所(瑞慶覧C地)	
		○表参照	

番号	名称	現在の名称	備考
四九	泡瀬倉庫地区	勝連半島陸軍地区	
五〇	久場崎学校地区	ホワイト・ビーチ貯油施設	
五一	普天間飛行場	嘉手納第二サイト	
五二	キャンプ・マーシー	西原第二陸軍補助施設	B表参照
五三	キャンプ・ブーン	キャンプ久場崎	
五四	牧港倉庫	普天間海兵隊飛行場	
五五	牧港サ・ヴィス事務所	普天間海兵隊飛行場通信所	
五六	牧港補給地区	キャンプ・マーシー (別名 牧港 H 地区)	
五七	牧港補給地区補助施設	沖縄リージョナル・エクス チエンジ倉庫	
五八	牧港調達事務所		
五九	浦添倉庫		
六〇	工兵隊事務所	第七心理作戦部隊倉庫	C表参照
六一	牧港住宅地区	牧港海軍倉庫	
六二	那霸冷凍倉庫	戦略通信部倉庫	
六三	ハーバードバー・クラブ	西太平洋工兵隊事務所	
六四	那霸港湾施設	(別名那霸 H 地区) 沖縄リージョナル・エクスチエ ンジ冷凍倉庫	
		B表参照	

番号	名称	現在の名称	備考
六五	那霸サリヴィス・センター	那瓈空軍海軍補助施設	G表参照
六六	那霸空軍・海軍補助施設	那瓈空軍海軍補助施設	B表参照
六七	那霸サイト	那瓈陸軍補助施設	B表参照
六八	知念第一サイト	知念第一陸軍補助施設	B表参照
六九	知念第二サイト	知念第二陸軍補助施設	B表参照
七〇	新里通信所	新里通信所	B表参照
七一	知念補給地区	陸軍混成サリヴィス群地区	
七二	与座岳航空通信施設	与座岳航空通信施設	B表及びC表参照
七三	与座岳サイト	与座岳第一陸軍補助施設	B表参照
七四	与座岳陸軍補助施設	与座岳第一陸軍補助施設 (サイトA・サイトB)	B表参照
七五	南部倉庫地区	南部倉庫地区	
七六	陸軍貯油施設	キヤンプ・桑江第一、第二 貯油施設	B表及 B表参考
七七	鳥島射爆撃場	琉球射爆撃場	
七八	出砂島射爆撃場	出砂島射爆撃場	
七九	久米島航空通信施設	久米島航空通信施設	B表及 B表参考
八〇	久米島射爆撃場	久米島射爆撃場	
八一	浮原島訓練場	浮原訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
八二	津堅島訓練場	津堅島訓練場	
八三	前島訓練場	前島訓練場	
八四	黄尾嶼射爆撃場	黄尾嶼射爆撃場	
八五	赤尾嶼射爆撃場	赤尾嶼射爆撃場	
八六	宮古島ヴォルタック施設	宮古島ヴォルタック施設	B表参照

地位協定第二条四項(b)使用

B表及
B表参考

番号 名称 現在の名称 備考
八七 宮古島航空通信施設 宮古島航空通信施設 B表及びC表参照
八八 沖大東島射爆撃場 宮古島NDB施設 沖大東島射爆撃場 B表参照

(注一)

貯油施設を結ぶ合衆国の送油管、キャンプ瑞慶覧に接続する合衆国の海底電線で日本国領海にある部分並びに施設及び区域に接続する合衆国の電気通信線に關し、日本国政府は、地位協定に従つて、合衆國軍隊による使用のために必要な措置をとる。

(注二)

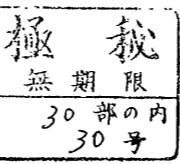
この表に掲げられた施設及び区域には、施設及び区域に接続して制限水域が提供されることを要するものがある。

(注三)

日本国領海内で提供される演習水域及び合意される公海上の演習水域に關し、両政府は、引き続き準備作業を行なう。

B 表

次に掲げるものは、沖縄の復帰後、備考欄に記載するところに従つて日本に返還される施設及び区域である。



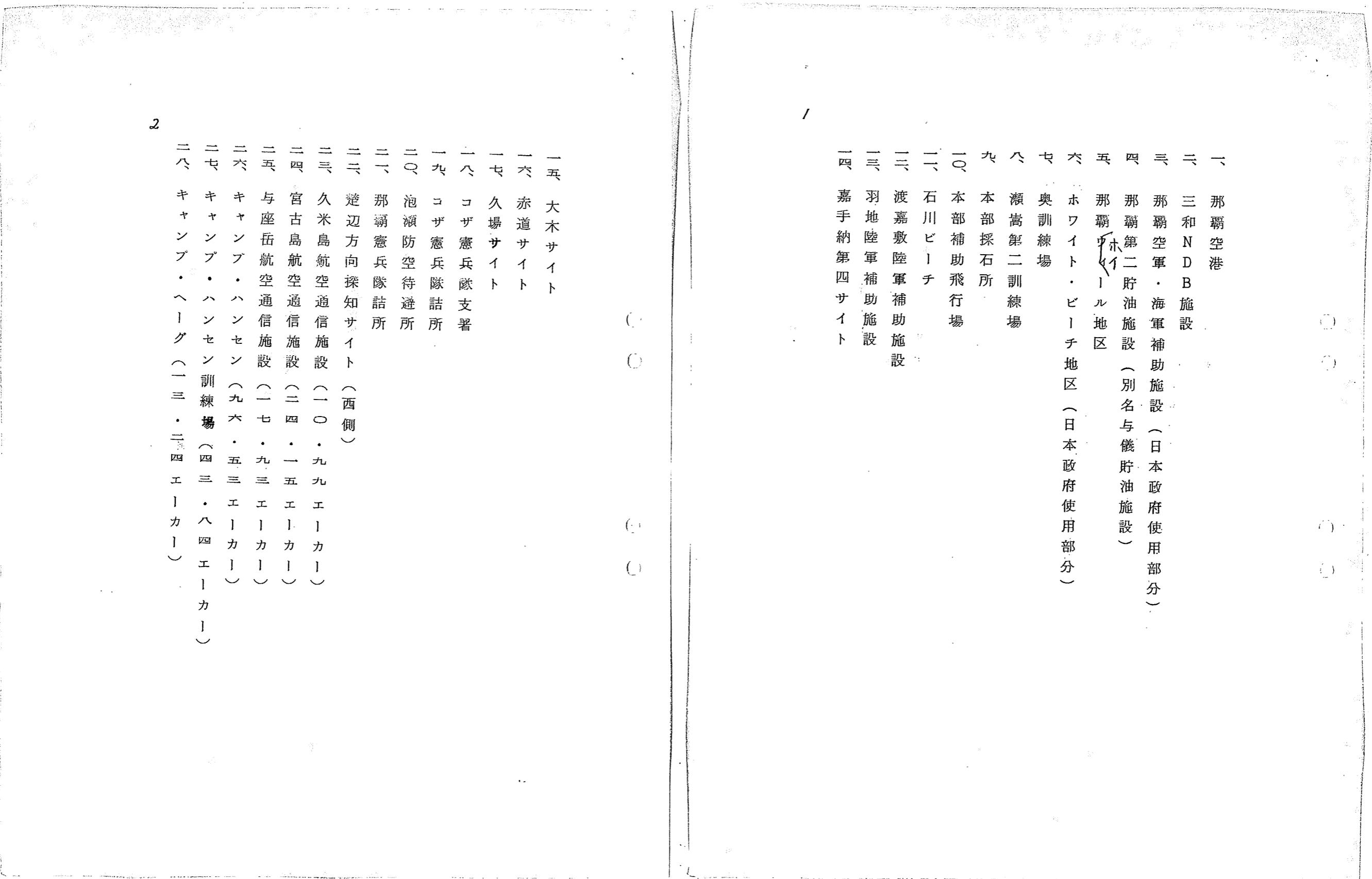
名 称	現 在 の 名 称	備 考
一 恩納サイト (A表番号一五)	恩納陸軍補助施設	自衛隊が引き継ぐ際
二 知花サイト (「現在の名称」欄に掲 げる部分) (A表番号二三)	知花陸軍補助施設	右に同じ
三 ホワイト・ビーチ地区 (「現在の名称」欄に掲 げる部分) (A表番号四八)	西原第二陸軍補助施設	右に同じ
四 マチナト住宅地区 (A表番号六一)	マチナト・那霸住宅地区 (別名那霸H地区)	今後の検討による
五 那霸サイト (A表番号六七)	那霸陸軍補助施設	自衛隊が引き継ぐ際
六 知念第一サイト (A表番号六八)	知念第一陸軍補助施設	右に同じ
七 知念第二サイト (A表番号六九)	知念第一陸軍補助施設	右に同じ

極秘
無期限
30部の内
30号

アメリカ合衆国政府が現に使用している設備及び用地で、
復帰に際し又は復帰前にその全部又は一部の使用が解除されるものには、
に掲げるものが含まれる。

○ 表

名 称	現在の名称	備 考
与座岳航空通信施設 (A表番号セ二)	与座岳航空通信施設	自衛隊が引き継ぐ際
与座岳サイト (A表番号セ三)	与座岳第一陸軍補助施設	右に同じ
与座岳陸軍補助施設 (「現在の名称」欄に掲げる部分) (A表番号セ四)	与座岳第二陸軍補助施設 (サイトA)	右に同じ
久米島航空通信施設 (A表番号セ九)	久米島航空通信施設	右に同じ
宮古島ヴァルタック施設 (A表番号ハ六)	宮古島ヴァルタック施設	運輸省が引き継ぐ際
宮古島航空通信施設 (A表番号ハセ)	宮古島航空通信施設	自衛隊が引き継ぐ際
	宮古島N D B施設	運輸省が引き継ぐ際



2

一、ホワイト・ビーチ地区（日本政府使用部分）
二、那覇空港
三、和 N D B 施設
四、那覇空軍・海軍補助施設（日本政府使用部分）
五、那覇第二貯油施設（別名与儀貯油施設）
六、那覇ホタル地区

一、瀬嵩第二訓練場
二、本部採石所
三、渡嘉敷陸軍補助施設
四、羽地陸軍補助施設
五、嘉手納第四サイト

一、大木サイト
二、赤道サイト
三、久場サイト
四、コザ憲兵隊支署
五、泡瀬防空待避所
六、那覇憲兵隊詰所
七、楚辺方向探知サイト（西側）
八、久米島航空通信施設（一〇・九九エーカー）
九、宮古島航空通信施設（二四・一五エーカー）
十、与座岳航空通信施設（一七・九三エーカー）
十一、キャンプ・ハンセン（九六・五三エーカー）
十二、キャンプ・ハンセン訓練場（四三・八四エーカー）
十三、キャンプ・ヘーダ（一三・三四エーカー）

- 二九、キャンプ・シユワブ訓練場（三五七・七六エーカー）
三〇、東恩納弾薬庫（三三四・〇四エーカー）
三一、キャンプ・コートニー（九七・九〇エーカー）
三二、キャンプ・シールズ（一四九エーカー）
三三、キャンプ久場崎（一六エーカー）

（注）琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条の規定によつて使用が解除される他の設備及び用地もある。

了解覚書

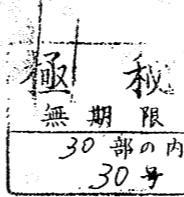
別紙は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の第三条に關し、アメリカ合衆国政府と日本国政府の間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本國駐在アメリカ合衆国特命全権大使

日本国外務大臣

alterna 分



A 表

次に掲げるものは、アメリカ合衆国政府及び日本国政府が両政府間に別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する勘定（以下「地位協定」という。）第二条により合衆国軍隊が復帰の日から使用する施設及び区域として、現在の境界線の範囲内で又は備考欄に記載するところに従い、合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の効力発生の日に締結される。その準備作業は、同日前に十分な余裕をもつて終了するようあらゆる努力が払われる。

(注)

琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の第六条の規定によつて使用が解除される他の設備及び用地もある。